

【市街化区域の農地転用】

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

について、必要となる書類は次のとおりです。

(令和6年7月作成)

提出書類【各一部ずつ】

添付書類は発行日から3カ月以内のものをご提出ください

●届出書

届出書の記載欄に漏れのないようお願いします。

●土地の位置を示す地図（公図と付近見取り図）

転用地について、赤線で囲ってください。

※公図については、原則として法務局が発行した原本の写し（インターネットの「登記情報提供サービス」で取得したものも可。）

●土地の登記事項証明書の原本（全部事項証明書に限る）又は登記情報提供サービスによる照会番号付き不動産情報

※上記以外のインターネット「登記情報提供サービス」から印刷したものは不可。

●委任状

代理人申請の場合のみ必要。土地の所有者や当事者自身（複数いらっしゃる場合は、その全員）が自ら窓口で届出をする場合は不要です。必ず申請者・依頼者が住所氏名を自書又は記名のうえ押印してください。（第5条の場合は譲受人・譲渡人双方からのもの）

●届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき農地法第18条第1項の規定による解約等の許可があったことを証する書面

●農地転用行為が都市計画法第29条第1項の許可を受けることを必要とするものである場合には、その行為につきその許可を受けたことを証する書面（開発許可書）

※第4条届出の場合は不要です。

●現況写真

現況がわかるよう、各方面から撮影してください。

●利用計画図（平面位置・土地断面・排水計画等がわかるもの）

排水計画図については、色分けにより、汚水（赤）・雨水（青）等の別がわかるようにしてください。

断面については、盛土等がわかるよう色分けしてください。

※トラブル防止のため、隣接農地や周辺土地所有者の方々に対して転用計画を十分に説明してください。（場合によっては隣接農地の同意書等の添付をお願いすることがあります。）